

(裏面)【奨学のための給付金用】

道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法について

1 道府県民税・市町村民税所得割額とは

道府県民税・市町村民税の税額のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことをいいます。

道府県民税・市町村民税所得割額は、市町村役場が発行する **課税証明書** や、会社等にお勤めの方は **特別徴収税額の変更・決定通知書** (毎年6月頃に職場で配布)、自営業、農林水産業等の方は **納税通知書** (市町村から郵送) でも確認できます。

2 道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法

課税証明書(熊本市の場合) 様式は各市町村で異なります。

様式第92号 年度 市県民税(所得・課税)証明書①

申請者	住所
氏名	

※以下 証明内容は賦課期日(年 月 日)現在です。

該当年度の1月1日の住所
世帯主

氏名	生年月日	所得額(円)	年度市県民税額(円)	
			市民税	県民税
			所得割	均等割
			所得割	均等割

【拡大図】

市民税		県民税	
所得割	均等割	所得割	均等割
0	3,500	0	2,000

※プリント文字で記載した証明内容に追加した手書は、市長印で特に表示したものは無効です。 上記のとおり相違ないことを証明します。 交付番号 年 月 日 熊本市長 印

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

ここに記載された金額を確認してください。
親権者が2名の場合、それぞれご確認下さい。
均等割額は含めません。

特別徴収税額の変更・決定通知書(熊本市の場合) 様式は各市町村で異なります。

様式第93号の2

給与所得等に係る市県民税・県民税 特別徴収税額の変更・決定通知書(納税義務者用)	
給与収入	主たる給与以外の給与
所得区分	所得区分
所得割額	所得割額

【拡大図】

市		県	
税額控除前所得割額	税額控除額	税額控除前所得割額	税額控除額
所得割額	0	所得割額	0
均等割額	3,500	均等割額	2,000

道府県民税・市町村民税所得割の
合算額が

0円の場合

奨学のための給付金の対象
となります。

家計急変があった場合は、課税があっても対象になる可能性があります。